

生駒市条例第15号

生駒市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

生駒市長 山下 真

生駒市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市子ども医療費助成条例（昭和48年10月生駒市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「12歳」を「15歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。